

ショートステイ たらちね 利用料金表 (1割負担)

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

令和 6年 8月 1日 改訂

介護保険 (施設利用) 一部負担金							
項目		金額			単位	要件	
		〔従来型個室〕・〔多床室〕					
介護度		連続利用日数					
介護度		1日～30日		連続31日以上利用した場合			
基本サービス費	介護予防	要支援1	479 円	442 円	1日		
		要支援2	596 円	548 円			
	介護度		連続利用日数				
	介護度		1日～30日	31日～60日	61日以降		1日
	要介護1		645 円	615 円	589 円		
要介護2		715 円	685 円	659 円			
要介護3		787 円	757 円	732 円			
要介護4		856 円	826 円	802 円			
要介護5		926 円	896 円	871 円			
諸加算 (短期入所生活介護)	看護体制加算(Ⅲ) 口		6 円		1日	・常勤看護師を1名以上配置 ・利用者の総数のうち、要介護3以上の割合が70%以上	
	看護体制加算(Ⅳ) 口		13 円		1日	・常勤看護師を2名以上配置 ・事業所の看護職員、又は医療機関・訪問看護ステーションの看護職員との連携による24時間連絡体制の確保 ・利用者の総数のうち、要介護3以上の割合が70%以上	
	長期利用者 提供減算		-30 円		1日	・長期利用者に対してサービスを連続して提供する場合 連続31日から60日まで対象とする (連続61日以上の場合は、算定しない)	
	機能訓練体制加算		12 円		1日	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置	
	個別機能訓練加算		56 円		1日	・利用者ごとに個別機能訓練計画を作成 ・個別機能訓練の進捗状況を説明し、内容の見直しを行う	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 円		1日	介護職員総数のうち介護福祉士が60%以上配置	
	送迎加算		184 円		片道	利用者の居宅と施設との間の送迎を行った場合	
	療養食加算		8 円		1食	医師の発行する食事せんに基づいて、療養食が提供された場合 (1日3回を限度)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		基本サービス費に諸加算を含めた合計金額に対し、14%加算		1月	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善にあたることを目的とし、さらなる処遇改善を進めるために加算されます		

施設利用料					
項目		金額		単位	
		〔従来型個室〕	〔多床室〕		
滞在費	第1段階	380 円	0 円	1日	※利用者負担段階に応じて、第1～3段階の方においては上限が設けられています。 ・第1段階 … 生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税の 老齢福祉年金受給者 ・第2段階 … 世帯全員が住民税非課税で、 本人年金収入等が80万円以下の方 ・第3段階 … ①世帯全員が住民税非課税で、 本人年金収入等が 80万円超120万円以下の方 ②世帯全員が住民税非課税で、 本人年金収入等が120万円超の方 ・第4段階 … 上記の条件に該当せず、 ・世帯に課税者がいる方
	第2段階	480 円	430 円		
	第3段階	880 円	430 円		
	第4段階	1,231 円	915 円		
食費	第1段階	300 円		1日	
	第2段階	600 円			
	第3段階	① 1,000 円			
		② 1,300 円			
第4段階	1,700 円				
※朝食470円・昼食570円・夕食660円					
おやつ代		100 円		1日	
家電利用費		50 円		1日	テレビ等電化製品をお使いになる場合、電気代としてご請求させていただきます。
テレビレンタル料		100 円		1日	当事業所よりテレビをレンタルでご利用される場合、ご請求させていただきます。
理美容代		実 費			理容および美容をご利用の場合、請求させていただきます
私物洗濯代		510 円		1ネット	委託業者による洗濯(ドライクリーニング)に関しては、実費負担とさせていただきます
利用料支払証明書・文書発行料		1,000 円		1通	

※ ご不明な点、ご質問等ございましたらご遠慮なく下記までご連絡下さい。
 ショートステイ たらちね
 電話: 0185-22-6560(9:00～17:00)